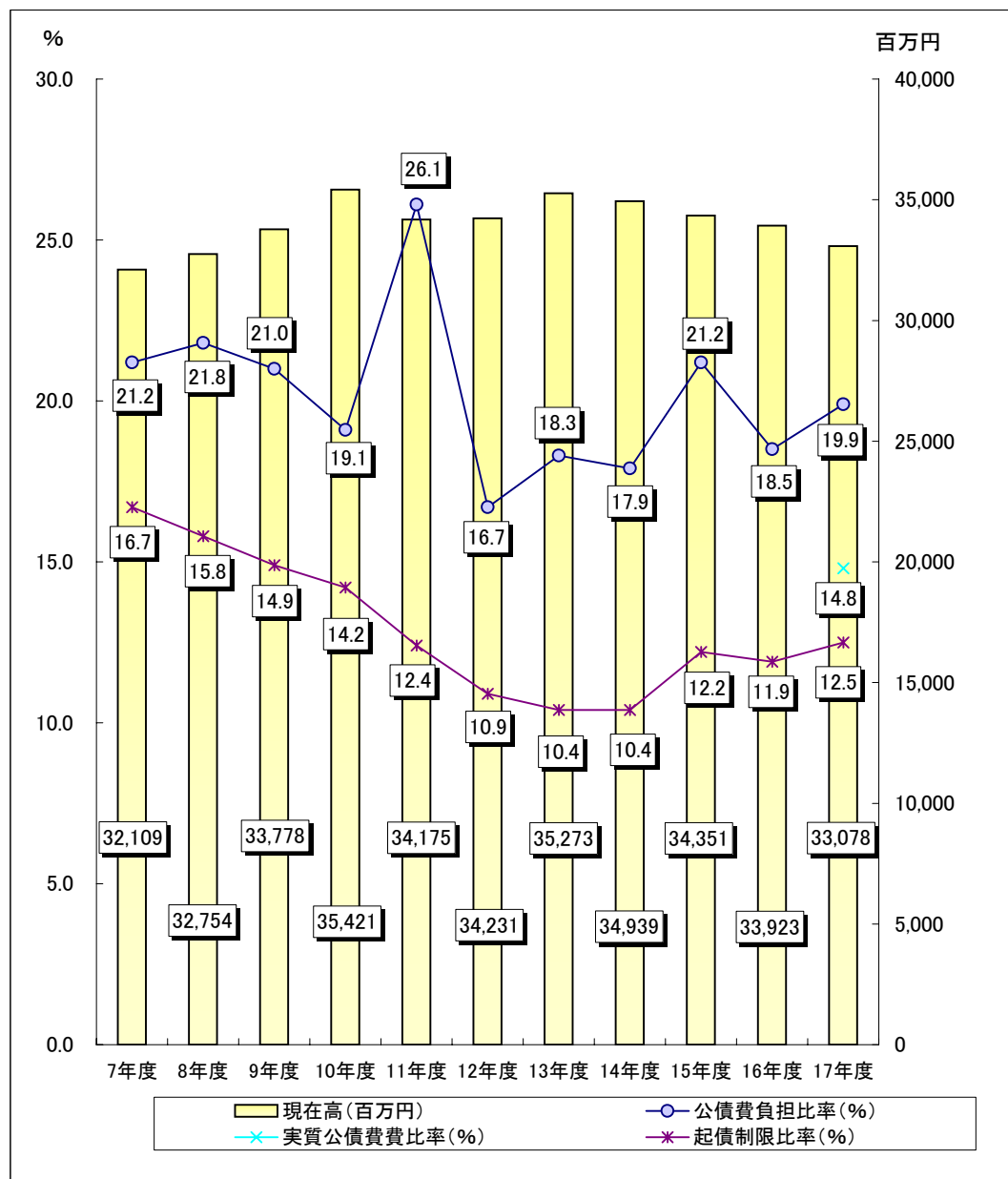


(5) 地方債の状況(普通会計)



地方債現在高

・地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成17年度末で約331億円である。
 旧産炭地特有の事業である失業対策事業や炭坑住宅改良事業、地域振興事業である過疎対策事業や地域改善対策事業を実施してきた結果、一会計年度の予算額を上回る規模となっており、現在、公債費負担適正化計画を作成し、事業の効果や緊急性・必要性から優先順位を設定し、厳選するなど借入額の抑制に努めているところである。

公債費負担比率

・公債費負担比率とは、地方債の償還費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合である。
 この指標が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものであり、一般的には、15%以上が警戒ライン、20%以上が危険ラインとされている。

起債許可制限比率と実質公債費比率

・起債許可制限比率は、繰上償還分を除いた当該年度の地方債元利償還金から普通地方交付税で措置された公債費を差し引いたものが、標準財政規模から同様に普通地方交付税で措置された公債費を差し引いたものに対してどの程度になっているかを見るものである。
 この指標は地方債の許可に用いられており、この比率が20%を超えると、原則として、一般単独事業等に係る地方債の発行が制限される。
 また、平成18年度から地方債制度が許可制から協議制に移行するにあたり、新たな指標として、実質公債費比率が設けられた。
 これは、従来の起債制限比率で公債費とされていた経費に加え、公営企業への繰出金や一部事務組合への負担金のうち公債費に充当されたもの及び公債費に準ずる経費に充当されたと認められるものなど、いわゆる準元利償還金を公債費としてとらえ、自治体の将来に及ぶ実質的な負担を表すものである。
 なお、実質公債費比率が18%を超えると許可団体となる。